

高額療養費制度について

高額療養制度とは、1 か月あたりの自己負担限度額を超えた分の医療費が減額される制度です。
マイナンバーカードをご利用いただくと、自動で限度額区分の情報が反映されます。
ただし、保険者の都合で情報が反映されない場合もあります。
上記の場合は、事務よりお知らせいたします。（※ 保険者へ手続きが必要となります。）

自己負担限度額について

自己負担限度額

以下のとおり所得によって負担額は異なります。食事代、個室代、保険適用外などは対象になりません。

◎70 歳未満

所得区分	自己負担限度額（月額）
区分ア（標準報酬月額 83 万円以上の方）	270,300 円 + （総医療費 - 901,000 円） × 1%
区分イ（標準報酬月額 53 万～79 万円の方）	179,100 円 + （総医療費 - 597,000 円） × 1%
区分ウ（標準報酬月額 28 万～50 万円の方）	85,800 円 + （総医療費 - 286,000 円） × 1%
区分エ（標準報酬月額 26 万円以下の方）	61,500 円
区分オ（低所得者） （被保険者が市区町村民税の非課税者等）	36,900 円

◎70 歳以上

適用区分		自己負担限度額（月額）
現役並み	Ⅲ 課税所得 690 万円以上の方	270,300 円 + （医療費 - 901,000 円） × 1%
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上の方	179,100 円 + （医療費 - 597,000 円） × 1%
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上の方	85,800 円 + （医療費 - 286,000 円） × 1%
一般	課税所得 145 万円未満の方	61,500 円
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	25,700 円
	Ⅰ 住民税非課税世帯	15,700 円

他にご不明な点がございましたら 1F 受付スタッフまでお尋ね下さい。

井上整形外科クリニック 整形外科井上病院
(2026.08)